

松本市部活動地域展開推進計画【概要版】

1 松本市の現状

(1) 少子化の進展

- ・少子化の進展により、市立中学校の生徒数は**大幅に減少**
- ・13年後には13～15歳の市民が現在より**約2,000人減少**
- ・今後も更に**少子化が進展**する見通し
- ・中学校の部活動を現在と**同じ体制で運営していくことは困難**

(2) 教師の働き方と学校の改革

- ・近年、**教師の長時間労働**が喫緊の課題
- ・担当する運動部活動の種目経験がある教師は、**全体の39%**
- ・未経験種目の指導は、時間的・身体的だけでなく、**精神的にも大きな負担**
- ・部活動地域展開により教師の負担を軽減し、**授業の充実や学校の改革に注力できる環境の整備**を推進

(3) アンケート調査から

- ・**指導者の質、主体的な選択、受益者負担**及び**教師の負担軽減**が課題と判明

2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

- 「**子どもの“やってみたい！”を多様な主体で応援する**」
- ・松本市では、「子どもを主人公とし、その学びを**地域社会全体で支える**」という理念の下、**生徒が主体的に活動を選択できる環境整備**と、多様な世代が参加・交流できる地域の活動基盤の構築を進め**ウェルビーイングの向上と地域社会の活性化**を図ります。

(2) 基本方針

- 【方針1】**生涯にわたって**スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
 - ・全ての生徒が主体的に活動を選択できる環境を整備します。
- 【方針2】あらゆる運営主体による**多様な地域クラブ活動**の展開
 - ・民間事業者、企業、大学等の参入を促進し、多様な活動を展開します。
- 【方針3】適正な活動と**持続可能な運営体制**の構築
 - ・指導者研修等により、安全で適正な指導の質を確保します。
- 【方針4】平日を含めた地域展開の**計画的な推進**
 - ・休日部活動に加え、平日の部活動についても地域クラブ活動への展開を進め、計画的に地域展開を推進します。

3 地域クラブの活動指針 ①

(1) 対象者

- ・**全ての中学生**を対象（国立、私立中学校は、学校の実情に応じて対応）
- ・地域クラブ活動への**参加は生徒の自由意思**
- ・近隣市町村の地域クラブ活動に参加することも可能

(2) 地域クラブの運営団体・実施主体

<運営団体の担い手>

- ・多様な主体が運営団体となることを想定し、意欲ある団体のノウハウや創意工夫を最大限に活用しながら**多様な地域クラブ活動**を展開

<地域クラブの役割>

- ・地域クラブは国のガイドラインや**本計画を踏まえ**、適切な運営体制や活動目標を示した規約や運営方針を策定し、**具体的な年間活動計画、収支、活動実績等と合わせて公表**

<地域クラブの活動状況の把握>

- ・松本市は、適正な地域クラブ活動が実施されるよう、適宜、**地域クラブの活動状況を把握**し必要に応じて**助言・指導を実施**

(3) 指導者

<指導者の確保>

- ・地域クラブは、**専門性と資質を備えた指導者の確保**と、**生徒の発達段階や安全面に配慮した適切な指導体制の構築**に努めることが重要

<資格取得と研修>

- ・指導者の**資格取得を促進**するとともに、**継続的な研修機会を確保**し、資質向上を図る環境を整備

- ・**ハラスメント防止**、安全・健康配慮、発達段階や多様性に応じた指導等、**不適切行為根絶**に向けた研修を実施

- ・**日本版DBSの趣旨を踏まえた適格性確認**や**体制整備**を行い、安全確保、学校との連携及び継続的な指導力向上を推進

<教師等の兼職兼業>

- ・教師等は、**本人の意思に基づく兼職兼業の許可**により指導可能とし、**契約に基づく責任体制の明確化**の下、地域クラブでの活動を推進
- ・指導に伴う業務上の責任や活動中の事故等の対応は**運営団体又は個人の責任**において実施

3 地域クラブの活動指針 ②

(4) 活動内容

<種目・分野など>

- ・**多様な種目・分野の活動**が実施可能
- ・競技・大会志向、体験型、**レクリエーション的な活動**、シーズン制等
- ・多様な生徒に配慮し、**障がいの有無を問わず、主体的に選択**できる環境整備が重要

<休養日など>

休養日	学校の学期中	・ 週当たり 2 日以上 ・ 平日は少なくとも 1 日 ・ 週末は少なくとも 1 日以上 ※ ただし、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ、休日に 2 日間連続して活動を行うことも可能（週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まることとする。） ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を別の日に振替
	学校の長期休業中	・ 学校の学期中と同様 ・ 生徒が充分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休業期間（ オフシーズン ）を設ける。
活動時間	平日	・ 長くとも 2 時間程度
	学校休業日（週末を含む。）	・ 長くとも 3 時間程度

<管理責任>

- ・地域クラブ活動は各団体の責任で実施されるものであり、**責任所在の明確化と適切な対応**が必要。事故等発生時は**保護者・学校と連携した迅速な対応と再発防止**を図り、**相談体制の整備や保険加入の徹底**により安全・安心な運営を確保

(5) 活動場所

- ・地域クラブ活動は**学校施設や公共・民間施設を活用**し、計画的に活動場所を確保
- ・学校施設は**学校教育に支障のない範囲で開放**し、**利用調整や費用軽減**を図るとともに、ICTを活用した遠隔指導など、多様な活動形態を検討

(6) 大会・コンクール等への参加・運営

- ・中学校体育連盟主催の大会への参加は、**大会要領などにより適切に判断**
- ・部活動と地域クラブが共に参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかは、**生徒の主体的な意思を尊重し、適切に選択できるよう配慮**
- ・大会運営は教師主体から地域クラブ主体へ移行。生徒が運営補助に参画する機会を創出

(7) 費用負担と軽減策

- ・**会費を基本とした自立運営**とし、**参加しやすい水準に配慮**しつつ、活動内容や地域の実情に応じて柔軟に参加費を設定
- ・**経済的負担や送迎負担の軽減**を図り、**参加費の支援制度や創設に係る支援補助の活用**により、誰もが継続的に参加できる環境を整備

(8) 指導者報酬に関する基本的な考え方

- ・指導者報酬は、各クラブの運営形態や財政状況の多様性を踏まえ、**一律基準は設けず主体的判断を尊重**しつつ、持続可能な運営と人材確保の観点から**適切な対価を設定**。報酬は活動内容や責任に応じ、おおむね以下を目安とするが、各クラブの状況に応じて段階的に見直しを図る。

※R8時点

基礎的指導、見守り層	長野県の最低賃金（時給1,061円）相当以上
専門的指導、責任者層	1,200～1,600円程度

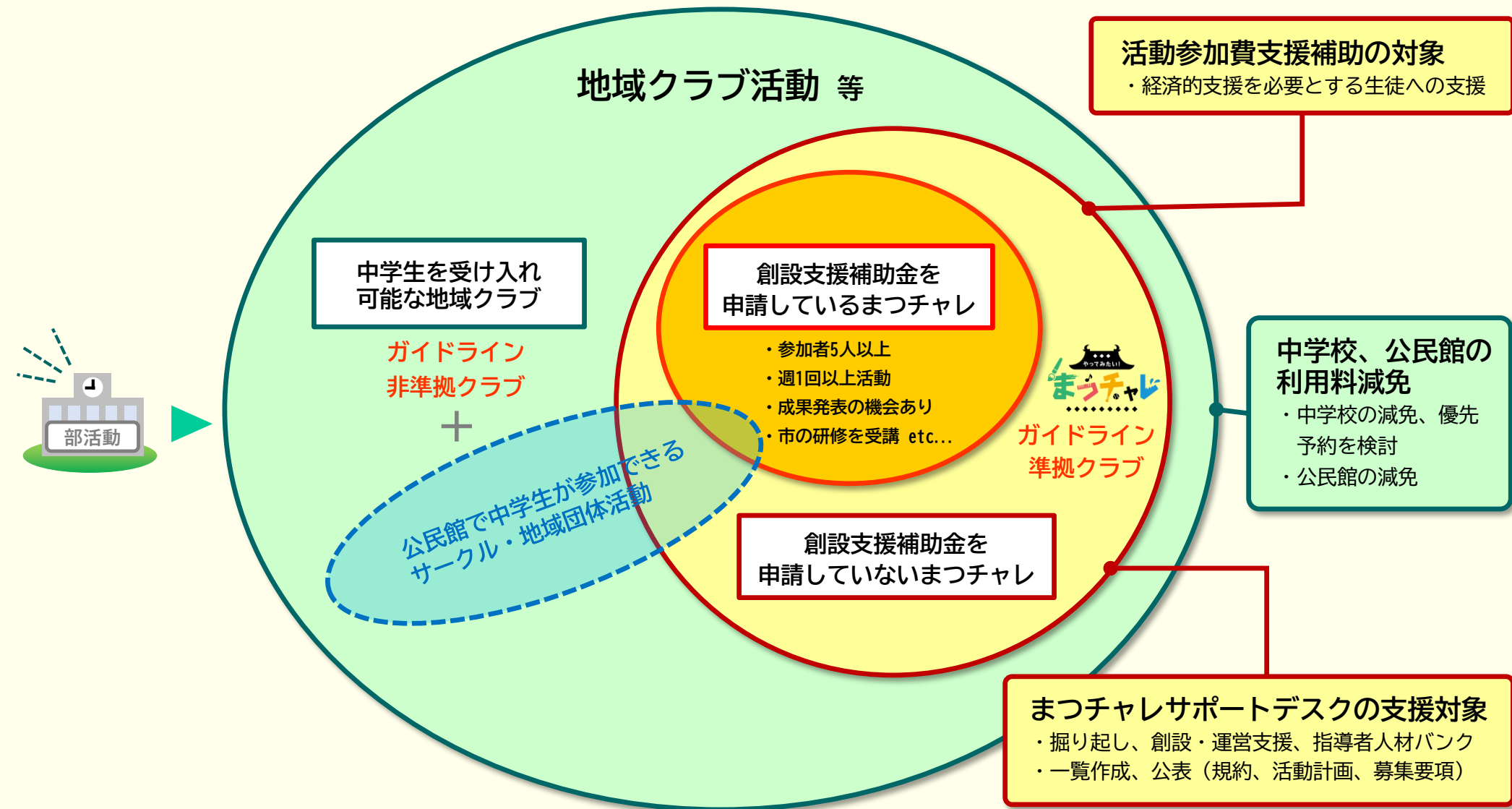
4 展開スケジュール ①（休日・平日展開期）

令和7年度 休日展開期	令和8年度 平日展開期
・地域クラブの活動の充実、拡充（ポータルサイト掲載、検索機能の実装） ・各種支援策の実施、指導者研修会の実施、地域クラブ体験会の実施	・エリア間における地域クラブの格差の解消を図るため、現場支援を実施 ・ポータルサイト再構築、各学校で地域クラブ相談会を実施
・ 令和8年3月までに、全ての休日部活動が活動終了	・ 令和9年3月までに、全ての平日部活動が活動終了
・休日展開の検証により、平日展開の進め方を再度検討	※ 地域クラブの大会参加が認められた種目等から、段階的に平日展開

4 展開スケジュール ②（定着推進・質的充実期）

令和9年度 定着推進期	令和10年度 質的充実期
・運営体制（人材・財源・ガバナンス）の安定化 ・参加機会の均等確保（地域クラブ体験会・相談会の実施）	・活動の質の向上（指導力向上、プログラムの多様化） ・生徒の主体的参加や選択の幅の拡充
・運営ノウハウの享受、地域クラブ育成支援講座の開催	・大会、発表機会の充実
・民間企業、大学等との連携強化	・成果検証・評価を踏まえた制度改善

松本市における地域展開の全体像



松本市 部活動 地域展開 推進計画 【概要版】

令和6年2月策定
令和8年4月改訂

松本市
松本市教育委員会

5 環境整備

(1) 地域クラブ活動届出制度(まつチャレ)

- ・地域クラブ活動の情報提供と創出促進のため、**自己申告による届出制度を導入**
- ・ガイドラインに沿う団体を「まつチャレ」とし、内容確認の上で一覧に掲載
- ・公表情報により、生徒・保護者が**主体的にクラブ選択できる**環境を整備
- ・**当面は届出制度を基本**とし、国制度の動向を踏まえ今後の在り方を検討

(2) 移動手段の確保(自転車)

- ・地域展開に伴い、移動手段や保護者送迎の負担増への懸念が顕在化
- ・公的送迎は困難なため、**自転車利用を推進**する方針を採用
- ・学校ごとの許可制とし、**安全確保や責任分担に配慮した運用**を実施
- ・ヘルメット着用や保険加入等の条件を設け、安全・適正利用を徹底

(3) 放課後時間の活用

- ・美術部アンケートから、居場所や自由な創作時間を重視するニーズが明確化
- ・地域展開により減少する放課後の居場所や活動機会の補完が課題
- ・子どもが**主体的に時間の使い方を選べる環境づくり**を推進
- ・放課後に**安心して活動できる場の確保**と**柔軟な時間設定**を検討
- ・文化施設や地域人材と連携し、多様で継続的な創作機会を確保

6 その他

(1) 展開検討協議会

- ・松本市では、令和5年度から有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者で構成する展開検討協議会を設置
- ・年4回の協議会を開催し、地域移行の課題検討や市の基本方針等を協議

(2) 推進計画の見直し

- ・本計画は、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』及び令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」を踏まえ、松本市の実情に即した展開プランとして策定したもの
- ・今後も、必要に応じて適宜見直しを行うもの

(3) 事務局

- ・地域展開全般に関するお問い合わせは、教育政策課まで

(4) その他

- ・これまでの取組み等は松本市ホームページに掲載



松本市部活動の
地域展開サイト